

城南家保ニュース R4.1月

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町 1237-1

TEL: 0966-22-3814 FAX: 0966-22-3617

EMAIL: jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

新年の御挨拶

新年あけましておめでとうございます。旧年中は、当所事業推進への御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

昨年は感染症に明け暮れる一年でした。新型コロナウイルスについては、第6波の兆候が見受けられ、鳥インフルエンザにおいても発生が続いています。一日でも早く平穏な日々が戻ることを祈るかぎりです。

本年も何卒よろしくお願いいたします。

定期報告及び畜産統計について

今年も家畜の飼養衛生管理状況の定期報告及び熊本県畜産統計調査の実施の時期が近づいてきました。定期報告については、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜及び家きんの所有者は飼養状況について報告することが義務付けられています。

昨年度の法改正により、定期報告の回答すべき項目が 大幅に増えたことにより、令和3年の報告において、未 記入の項目が散見されています。

農家の皆様におかれましては、全ての項目について確認していただき、未記入がないようお願いいたします。 不明な点等ありましたら、お気軽に家保まで問い合わせください。市町村や畜産団体の皆様においては、農家さんから問い合わせがあった際は、御対応をよろしくお願いします。

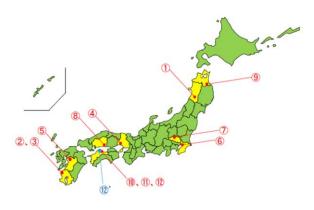


また、畜産統計も県内の畜産関係施策に役立てるための非常に重要な調査となっております。 こちらについても必要事項を全て記入の上、提出をお願いします。不明な点は、地域振興局まで お願いします。

今年の家保への提出期限は<u>2月18日(金)</u>となっています。集計が円滑に進むよう、御協力お願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザについて

昨年12月3日に発生した南関町の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザにおいては、関係各位の協力により、無事防疫措置を完了することができました。その後、周辺農場における清浄性確認検査の陰性が確認され、死亡羽数の増加等の異状が認められなかったことから、12月21日に搬出制限、27日には移動制限が解除されています。しかし、熊本県での発生以降も、全国において、発生は拡大しており、1月10日までに、10県12事例が認められ、農場発生のリスクは依然高い状態が続いています。



また、国の疫学調査チーム検討会の概要報告によりますと、複数の農場において、野生動物が 侵入可能と考えられる壁の隙間や破損等が確認されており、家きん舎へのウイルス侵入ルートと して、ネズミ等の野生動物が考えられます。各農場におかれましては、今一度、下図の様な箇所 がないか確認し、破損等が認められた際は、早急に修繕等の対応をお願いします。







ロールカーテンの破損



集卵コンベアの開口部

近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況				
病名	型	発生地(国)	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	韓国	家きん	令和3年12月23日
	H5N1	韓国	野鳥	令和3年12月7日
	H5N1	台湾	野鳥	令和3年12月15日
	H5N2	台湾	家きん	令和3年12月14日
	H5N5	台湾	家きん	令和3年12月16日
	H5N1	ロシア	家きん	令和3年12月10日
アフリカ豚熱 (ASF)		中国	豚	令和3年12月12日
		韓国	野生イノシシ	令和3年12月22日
		マレーシア	野生イノシシ	令和3年12月1日
		ロシア	野生イノシシ	令和3年12月13日